

建築基準法第44条第1項第2号の許可申請について

令和4年12月

第1. 計画概要

- 1. 申請地 川口市大字西新宿字北田 地内
- 2. 申請者 東日本高速道路株式会社 関東支社
- 3. 申請建物概要
  - 計画用途：料金徴収施設収受員通路（鋼製階段・昇降路）
  - 構造：鉄骨造
  - 規模：地上 2階建て
    - 高さ 22.715 m
    - 敷地面積 121.11 m<sup>2</sup>
    - 建築面積 20.02 m<sup>2</sup>
    - 延べ面積 39.00 m<sup>2</sup>
- 4. 道の状況 幅員：73.76 m  
(公道)
- 5. 用途地域 用途地域の指定の無い区域 市街化調整区域  
建蔽率60% 容積率200%
- 6. 形態規制
  - 建蔽率：16.53% / 60%
  - 容積率：23.33% / 200%
  - 道路斜線：1.25勾配
  - 隣地斜線：20m+1.25勾配
  - 北側斜線：規制なし
  - 日影規制：ロ(3)5h・3h（平均地盤面からの高さ4m）
  - 防火指定：なし（建築基準法 第22条区域）

第2. 根拠法令等

- 法第44条第1項第2号関係関係
  - 公衆便所
  - 巡査派出所
  - その他これらに類する公益上必要な建築物（料金徴収施設）
  - 特定行政庁が通行上支障がないと認めるもの

第3. 特定行政庁の判断

【許可申請の理由】

東京外環自動車道川口JCT内回りの料金徴収施設収受員が通行するための昇降階段及び昇降路が、竣工後約30年を経過し老朽化が進んだため、改築を計画したく当該地の道路区域内で申請を行うもの。

【公益上必要とされる理由】

東京外環自動車道の料金徴収施設は公益性の高いものであり、その施設で勤務する収受員用の昇降階段及び昇降路は、料金徴収施設を適切に運営するために必要不可欠な建物である。

【通行上支障がない旨の判断】

申請地は道路区域内にある車の通行しない敷地であり、車道部分とはフェンス等で明確に分離されていることから、通行上支障がないと判断する。

第4. 結果

上記により、許可相当と判断する。